

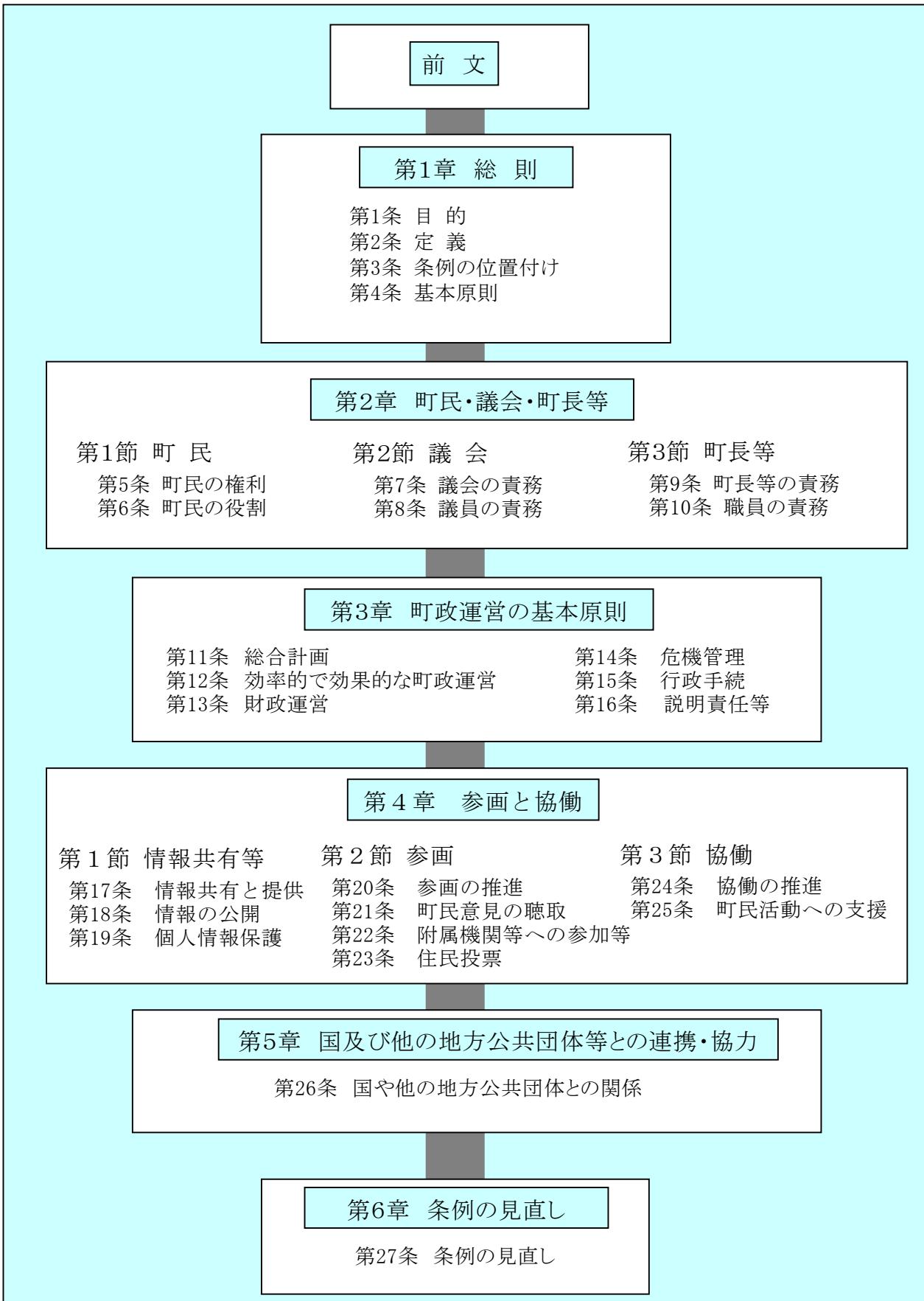
福崎町自治基本条例

逐条解説

1 条例の構成	1ページ
2 逐条解説	
前 文	2ページ
第1章 総則	4ページ
第2章 町民・議会・町長等	7ページ
第3章 町政運営の基本原則	10ページ
第4章 参画と協働	13ページ
第5章 国及び他の地方公共団体等との連携・協力	17ページ
第6章 条例の見直し	18ページ

平成25年7月

条例の構成



■ 前 文 ■

福崎町は、まちの中央部に清流市川が南北に貫流し、周辺の多くを田園や山の緑に囲まれ、豊かな自然に恵まれたまちです。大庄屋三木家住宅などの歴史的遺産や民俗学者柳田國男など多くの文化人を輩出している歴史と文化の薫る町でもあります。また、町のやや南側の中央部で中国縦貫自動車道と播但連絡道路が交差し、「福崎インターチェンジ」を有する交通の要衝地として発展してきました。

私たちは、先人のたゆまぬ努力によって躍進を続けるこのまちを受け継ぎ、暮らしています。この豊かな自然環境を守りながら、誰もが希望と誇りをもって暮らすことができるまちに発展させ、未来の福崎町民に引き継ぐ責任を負っています。

これまでも、暮らしていくよかったですと思える、活力にあふれ安全で安心に暮らせるまち、人をいたわり互いの尊厳や人権を大切にし、豊かな心がふれあう優しさにあふれたまちを目指してきました。

こうしたまちづくりの取組を更に進化させ、質を高めるには、議会や町長等だけでなく、町民一人ひとりが福崎町を構成している主体であることを自覚して、積極的に役割分担をして、関わっていくことも必要となってきます。

一方、国においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革が進展する中、福崎町でも、地方自治を更に発展させ、地域のことは地域の責任のもとに決定する社会の実現が求められており、町民、議会及び町長等が互いに連携を深めながら、これまで以上に協働してまちづくりを進めていくことが必要です。

大切なのは、これから「福崎の自治」の主体となっていかなければならないのは、議会や町長等だけではなく町民だという意識です。こうあってほしいと望むまちに、議会や町長等と協力し、みんなで力を合わせて挑戦していく決意と行動が、持続可能なまちづくりを進めるきっかけになっていきます。

福崎町自治基本条例は、町民主体のより質の高いまちづくりを実現するために、町民による「参画と協働のまちづくり」と、よりよい公共サービスを受けることができる「町政運営の実現」という、福崎のまちづくりを担う全員が共有しなければならない最も大切なことを定めた、「福崎町の自治の基本」となるものです。

この条例が、未来に誇れる福崎町のまちづくりの指針となることを目指します。

【説明】

自治基本条例をつくるにあたっての想いなどを、できるだけ分かりやすく表現するために、前文を置いています。

前文には以下の内容を盛り込んでいます。

- ①福崎の地理的、歴史的背景及び文化
- ②自治の前提となる人権の尊重
- ③地方自治の変化、それに伴う地方公共団体のあり方
- ④町民、議会、行政が一体となったまちづくりの推進
- ⑤自治基本条例を制定する意義・決意

■ 第1章 総 則 ■

(目的)

第1条 この条例は、福崎町における自治の基本的事項を定めるとともに、町民の権利と役割、議会及び町長等の責務を明らかにし、参画と協働による町民主体の自治の実現を図ることを目的とする。

【説明】

- ・ 本条では、福崎町の自治を推進するにあたっての基本的な事柄をルールとして定めるとともに、町民、議会、町長等の役割や責務などを明らかにして、自助・自律(立)・共助・公助のまちづくりを基本理念に、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とします。

(定 義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 町民 町内に住所を有する者(以下「住民」という。)、町内へ通勤又は通学する者及び町内で事業又は活動を行うものをいう。
- (2) 町長等 町長及びその他の執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)をいう。
- (3) 町 議会及び町長等をいう。
- (4) 参画 町民が町政及び地域のまちづくりに主体的に参加することをいう。
- (5) 協働 町民と町又は町民同士が、相互に理解し、対等な立場で、それぞれの役割と責任を踏まえ、共通の目的達成に向け協力することをいう。

【説明】

条例中の言葉の意味をあらかじめ定め、解釈上の疑義をなくすために定めています。

- ・ 第1号の「町民」とは、福崎町に住所を有する者、町内で働く者、就学する者及び活動するもの(個人、法人又はその他の団体)をいいます。

※第1号の「住民」とは、地方自治法第10条第1項で規定している「住民」(町内に住所を有する者(自然人及び法人で国籍の如何を問わない。))をいいます

- ・ 第2号の「町長等」とは、町長と教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会からなる町の執行機関をいいます。また、公平委員会については、福崎町の場合、神崎郡3町で共同設置しています。公平委員会とは、職員の不利益処分に対する不服申し立てなどを審査する機関です。
- ・ 第3号の「町」とは、町民が参画や協働を行う対象となる議会と町長等を指しています。
- ・ 第4号の「参画」は、計画の策定、事業の実施、評価を行う等の過程において、単に参加するだけでなく、主体的に意思形成に関わることであり、自らの発言に対して責任ある行動を求めるなどを定めています。
- ・ 第5号の「協働」は、町民、議会及び町長等が互いの立場を理解し、尊重しながら、対等な立場でそれぞれの役割と責任に基づき、同じ目的達成のために協力しあうこととして定めるものです。

※町民は、過度な行政依存に、町長等は、行政主導にならないようにするとともに、責任を押しつけあうことがないよう努めることを定めています。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、本町の自治の基本を定めるものであり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。

2 町は、自治に関する他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図るものとする。

【説明】

- ・ 自治基本条例と他の条例との間に優劣の関係はありません。しかし、福崎町におけるまちづくりの基本的なルールを示しているので、他の条例等は、自治基本条例の趣旨を最大限に尊重して、整合性を図らなければならないこととしています。

(基本原則)

第4条 町民及び町は、次の各号に掲げる基本原則により、自治の運営を行うものとする。

- (1) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 町民の参画により町政運営及びまちづくりが行われること。
- (3) 協働の原則 協働して町政及び地域の課題の解決に当たること。

【説明】

- ・ 第1号ではまちづくりを進めるにあたっては、町政に関する情報に関し、お互いに共有することが前提となります。そのためには、町政情報を適切な時期にわかりやすく提供することが重要であることを定めています。
- ・ 第2号では町が町政運営やまちづくりを行うときは、町民が主体的に参画できる機会を積極的に設けることを定めています。
- ・ 第3号では協働のまちづくりを推進していくために、町民及び町が対等のパートナーとして、町政、地域の課題等の解決及び活性化について協力してとりくむことを定めています。

■ 第2章 町民・議会・町長等 ■

第1節 町民

(町民の権利)

第5条 町民は、町政に関する情報について、知る権利を有する。

2 町民は、まちづくりに参画する権利を有する。

【説明】

- ・ 町民は、基本原則を踏まえて、協働のまちづくりを推進するために、町が保有する情報については、個人情報等の保護をしなければならない情報を除き、情報を知ることができます。
- ・ 町民が町政運営やまちづくりに関し、参画する権利があることを定めています。

(町民の役割)

第6条 町民は、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) まちづくりに主体的に関わること。
- (2) まちづくりにおいて町と協働すること。
- (3) 町民相互で協働すること。

2 地域コミュニティ活動、NPO活動及びボランティア活動(以下これらを「町民活動」という。)に取り組む団体は、地域の活性化に資する活動となるよう努めるものとする。

3 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

【説明】

- ・ まちづくりを推進するために、町民自らが積極的にかかわること、行政と協働しながら、または、町民同士が協働することを定めています。
- ・ 自治会等の地域コミュニティやNPO及びボランティアの活動を行う団体は、地域の活性化に繋がる取り組みに努めることを定めています。
- ・ 事業者も町民としています。町内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体である事業者は、地域社会を構成する一員として、町民としての権利も有しますが、まちづくりに対する役割が大きいことから、特に事業者の社会的責任として、居住環境などの環境に配慮して地域社会との調和を図るように努めることを定めています。

※事業者は、事業活動を通じて雇用の創出、納税などによって地域社会に貢献しています。また、福崎町内においては積極的に地域貢献活動を行っている企業もあります。

第2節 議会

(議会の責務)

第7条 議会は、町政の重要な意思決定及び町政運営の監視機関であり、その役割と責務を果たすために、町民の意思を的確に把握するとともに、透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。

【説明】

- ・ 議会は、公選の議員をもって構成される福崎町の意思決定機関であるとともに、全町的な視点のもとに適正な町政運営が行われているかどうかを監視する機関でもあり、その役割と責務を果たすため、町民の要望ニーズの把握を積極的に行い、透明性を確保し、町民が身近に感じる議会運営に努めることを定めています。

(議員の責務)

第8条 議員は、公正かつ誠実に議会活動を行い、自己研さん努め、町民全体の利益の向上について考え、町民の信頼にこたえるよう努めるものとする。

【説明】

- ・ 議員は、公正・誠実に職務を遂行し、職務に当たることを定めています。つまり、議会活動を通じて、町民の意見を的確に捉え、町政に反映させていくために、町民全体の利益を優先して行動し、町民福祉の増進に寄与するよう努めることを定めています

第3節 町長等

(町長等の責務)

第9条 町長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、行政機能を発揮するものとする。

- 2 町長は、町民の代表者として、町民の信頼に応え、公正かつ誠実に透明性の高い町政を運営するものとする。
- 3 町長は、町民の福祉の向上等、まちの活性化に向け必要な政策、施策及び事業(以下これらを「政策等」という。)を講じるものとする。

【説明】

- ・ 町長等は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を言いますが、この条項では、それぞれの属する事務を公正かつ誠実に行い、かつ、お互いが連携をとて、それぞれの行政機能が最大限に働くようにするものです。
- ・ 町長は、町民の信頼に応え、公正かつ誠実に透明性のある町政運営の職務を遂行するものとしています。
- ・ 町長は、町民福祉や行政サービスなど、まちの発展・向上のために必要な対策を行うものとします。

(職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者として、法令、条例及び規則等を遵守し、公正、公平かつ誠実に、全力で職務に専念するものとする。

- 2 職員は、職務の遂行に当たっては、町民の視点に立ち、町政運営に携わるものとする。
- 3 職員は、職務遂行上必要な能力の向上に努めるものとする。

【説明】

- ・ 職員は、全体の奉仕者としての、法令・条例・規則等を遵守し、公正、公平、誠実かつ全力を挙げて職務を遂行するものと定めています。
- ・ 職員は、町民とともにまちづくりを推進していくとの意識を持ち、町民の視点によるきめ細やかな町政運営に携わっていくものとしています。
- ・ 職員はまちづくりを進めていくために、自らの知識や技能の向上に努めなければならないものとします。

■ 第3章 町政運営の基本原則 ■

(総合計画)

第11条 町長は、総合的かつ計画的な町政運営を行うために、議会の議決を経て基本構想及び基本計画(以下これらを「総合計画」という。)を策定するものとする。

- 2 町長は、総合計画の策定に当たり、町民意見の反映に努めるものとする。
- 3 町長は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行うものとする。
- 4 町長は、総合計画が社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応できるよう、検討を加えるものとする。
- 5 町長は、各行政分野の計画について、総合計画の趣旨を踏まえて策定するものとする。

【説明】

総合計画は、町政運営の指針となるまちづくりの基本的な方向と施策などを定めるのですが、平成23年5月2日の地方自治法改正により、基本構想を定めることの義務付けは廃止されました。しかしながら、総合的で計画的な町政運営を行うためには、総合計画を策定することが必要であることから、本条例において策定することを定めています。

- ・ 第1項では、町の最上位の計画として、議会の議決を経て総合計画を策定することを定めています。
- ・ 第2項では、策定においては、福崎町総合計画策定まちづくり委員会やパブリックコメント等を行うことにより、町民意見の反映を行うことを定めています。
- ・ 第3項では計画された内容が着実に行われているかどうか、適切な進捗管理を行います。
- ・ 第4項では、社会情勢等の変化により見直しができること。
- ・ 第5項では、他の個別計画はこれに整合するものでなければならないということを定めています。

(効率的で効果的な町政運営)

第12条 町長等は、効率的で効果的な町政を行うため、事業の継続的な評価、見直しを行い、行政改革に取り組むものとする。

- 2 町長等は、評価、見直しの結果を施策等に適切に反映し、予算等の措置を講じるよう努めるものとする。

【説明】

- ・ 効率的で効果的な町政運営を図るために、「計画・実行・評価・改善」を繰り返して無駄を排除しつつ、行政があるべき適正な姿を目指していく必要があります。
また、行政評価の結果については、事業の改善を含め、施策等や予算編成に反映するよう努めることを定めています。

(財政運営)

第13条 町長等は、財政規律を遵守し、健全な財政運営に努めるものとする。

2 町長等は、財政状況に関する情報を、町民に分かりやすく説明するものとする。

【説明】

- ・ 健全な財政運営を図っていくためには、財政規律を遵守し、総合計画や財政計画に基づく計画的な財政運営を行う必要があります。そこで、行政評価の結果も踏まえて事業の見直しを行い、効率的で効果的な事業の実施に努めることが求められます。

また、予算・決算などの財政状況に関する情報を町民に公表し、分かりやすく説明しなければならないことを定めています。

(危機管理)

第14条 町長等は、町民の生命等の安全を確保するための体制を整備するとともに、災害等の緊急事態の対応に当たっては、町民や関係機関と連携、協力し、相互支援を行うものとする。

【説明】

- ・ 町民が安全で安心な生活を送ることが出来るよう災害時などの事態に備えるよう定めたもので、常に災害や事故等による不測の事態に備えて体制を整備しておく必要があります。そこで、これらの事態が発生した場合には、速やかに情報収集を行い、被害状況等に応じて、必要な作業や支援を行えるように、町民、関係機関(警察、消防、病院、電気・ガス・通信事業者等)との連携、協力により、必要な対策を講じる必要があることを定めています。

※ 町民は自らの安全確保を図るとともに、自律(立)と共助の意識により、危機に対応できる体制の確立に努めていく必要があります。

(行政手続)

第15条 町長等は、福崎町行政手続条例(平成9年福崎町条例第2号)で定めるところにより、処分、行政指導、届出等の行政手続に関し、公正の確保、透明性の向上を図るものとする。

【説明】

- ・ 町政運営における公正の確保や透明性をより高めるため、途中でどのように処理され、結果どうなったかその過程を町民に見えるように説明するなど行政手続きについてのルールを定め、町民の権利及び利益の保護を図る制度として、国は行政手続法を、福崎町では福崎町行政手続条例を制定しています。

※①「処分」とは、許認可等の申請に対し、行政庁がその是非について応答すべきものをいいます。

②「行政指導」とは、処分に該当しない行政機関の指導、勧告、助言などの行為をいいます。

③「届出」とは、放任状態では、違法行為が行われる可能性があるため、ある行為を行うに当たり、監督官庁に事前に通知する義務を課した制度を指します。

(説明責任等)

第16条 町長等は、公正で開かれた町政を進めるために、町政に関して町民に分かりやすく説明するものとする。

2 町長等は、町政に対する要望、意見等に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を事業の改善に反映するよう努めるものとする。

【説明】

- ・ 町長等は、公正で開かれた町政を進めるために、町政について町民に分かりやすく説明しなければならないことを定めています。
- ・ 町政運営に関する意見や要望等を受けた場合には、適切に対応し、その内容を事業の改善に反映するよう努めることを定めています。

※ 職員は、町政に対する意見等の重要性を十分理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応することを明らかにしています。

■ 第4章 参画と協働 ■

第1節 情報共有等

(情報の共有と提供)

第17条 町は、町政に関する情報を町民に積極的に提供するよう努めるとともに、町民との情報交換を図り、情報の共有に努めるものとする。

2 町は、町民への情報提供に当たっては、正確で分かりやすく、迅速に提供するよう努めるものとする。

【説明】

- ・ 町民、議会及び町長等が一体となってそれぞれの役割を果たすためには、お互いが持っているまちづくりに関する情報を共有することが不可欠です。また、町民がまちづくりの主体として町政に参画するためには適切な時期に必要な情報が提供される必要があります。そのため、議会、町長等は町民の求めに応じて情報を提供するだけでなく、自らも積極的に分かりやすい情報を迅速に発信していくことが求められます。

(情報の公開)

第18条 町は、町民参加による開かれた町政の実現のため、福崎町情報公開条例(平成12年福崎町条例第17号)で定めるところにより、公文書を公開するものとする。

【説明】

- ・ 町民の知る権利を規定しており、町が保有する公文書を公開しなければなりません。福崎町では、福崎町情報公開条例を制定しています。公文書とは、職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録)を言います。

(個人情報保護)

第19条 町は、個人の権利利益を保護するため、福崎町個人情報保護条例(平成13年福崎町条例第2号)で定めるところにより、個人情報の公正かつ適正な取扱いを確保するものとする。

【説明】

- ・ 町民等に対して積極的に情報を公開・共有することにより、まちづくりの推進を行うこととしていますが、町で保有する個人の情報等については、福崎町個人情報保護条例の定めるところにより保護することを定めています。

第2節 参画

(参画の推進)

第20条 町長等は、町民が町政へ主体的に参画することができる機会を確保するとともに、政策等の立案、実施、評価及び改善の各過程において、参画の推進に努めるものとする。

【説明】

- ・ 幅広い町民の参画を得て町政を推進していくために政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段によって町民が参画できる機会を設けていかなければならぬことを定めています。
- ・ 参画の推進には、町議会及び町長等は町民の自主性を尊重するように努めることが求められます。

(町民意見の聴取)

第21条 町長等は、町の重要な計画等の策定時には、案件を事前に公表し、町民意見の把握に努めるものとする。

【説明】

- ・ パブリックコメントとも呼ばれます。町民生活に重要な影響を及ぼす計画等について、町民に情報を提供し、それについて意見を求めるというものです。町長等の重要な政策等の決定に当たりその案を公表し、町民等の意見又は提案を求め、提出された意見等に対する見解を明らかにし、その意見等を考慮して意思決定を行うとしています。

(附属機関等への参加等)

第22条 町長等は、町の附属機関及び審議会等(以下これらを「附属機関等」という。)に町民の参加を求め、附属機関等の審議に広く町民の意見を反映させるものとする。

【説明】

- ・ 町長等が設置する附属機関等の委員を選任する場合には、委員構成について同じ人にかたよることのないようにし、原則として、委員には公募の委員を入れなければならないこととしています。委員の選出に当たっては、幅広い分野、年齢層等に配慮しながら、選出の根拠等の透明性を徹底することも求められます。

※「附属機関等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される「附属機関」と、町民の意見を政策等の決定を行う際の参考とすることを主な目的として要綱等に基づき設置される「審議会等」をいいます。

(住民投票)

第23条 町長は、町政に関し、特に重要な事案について広く住民の意思を確認するため、別に条例で定め、住民投票を実施することができる。

2 町長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

【説明】

日本の地方自治制度は、議員、町長を住民の代表とする間接民主主義を採用しており、住民投票は直接民主主義により、それを補完するものとなります。町政に関する重要な事項とは、町民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案で、町が直面する重要課題や将来に重大な影響を及ぼすような課題等について、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができるとしています。

- ・具体的に何について住民投票するのか、投票資格者の範囲をどうするか等は、事案によって異なると考えられますので、事案ごとに別に条例で定めます。
- ・住民投票は、安易に行うものではありませんし、それ以前に、町民の意思については多様な方法によって合意形成のための努力を十分に行うことが前提となります。
- ・住民投票は、法的な拘束力を持たないため、その結果は議会や町長の選択や決断を拘束するものではありませんが、町長は、住民投票の結果を「尊重する」形で事務を行う必要があります。

※ 住民投票を実施する場合には、事案ごとに条例を定め、実施に必要な事項である 投票資格者の範囲、実施方法、成立要件、その他必要な事項を定めていきます。住民投票の実施に当たっては、基本的には、町長や町議会議員の選挙などを規定する公職選挙法の枠組みで運用するものとし、投票資格者の範囲については、原則として地方参政権を有する者を想定しています。

また、「事案ごとに条例で定める」とは、投票を実施する場合には、多くの経費や時間を必要とすることから、議会の審議を経て慎重に判断した上で、実施すべきであるという考えに基づいています。

第3節 協 働

(協働の推進)

第24条 町民及び町は、対等な立場で目的を共有するとともに相互に理解を深め、町民の福祉の増進のため、協働によるまちづくりを推進するものとする。

【説明】

- ・ 町民と町は、対等な立場で、目的共有、相互理解など必要な原則をもって、町民の福祉の増進のために協働によるまちづくりを進めていかなければならないことを示しています。

※「福祉」とは、公的配慮によって社会を構成する人が等しく受けることのできる安定した生活環境を指します。具体的には、高齢の人、障がいを持つ人だけでなく、町民のみなさんが安心して暮らせるまちづくりを考えています。

(町民活動への支援)

第25条 町長等は、町民による主体的なまちづくりの促進を図るため、その支援を行うものとする。

【説明】

- ・ まちづくりに関する自発的な町民活動を促進するために、町長等の支援を定めています。対象となる団体等には、第6 条で規定している自治会などの地縁型の団体や NPO・ボランティアのまちづくり活動団体等のテーマ型の団体などを対象としています。
- ・ 町長等は、町民活動に関する相談や人材育成などを支援するための仕組みの整備を行い、協働を推進するものとします。

※ 協働の支援を行うときには、町民の自主性・自発性を損なわないように配慮することが求められます。また、町民も常に自律(立)を心がけていくことが大切です。

■ 第5章 国及び他の地方公共団体等との連携・協力 ■

(国や他の地方公共団体との関係)

第26条 町は、適切な役割分担の下、国や県と対等な立場で相互に協力し、共通する課題の解決に努めるものとする。

2 町は、他の地方公共団体と共に町政の課題や広域的な課題について、積極的に連携や協力を図り、その解決に努めるものとする。

【説明】

- ・ 地方分権改革に伴い国、県とは上下の関係から対等協力関係となりました。共通する課題については相互に協力し、解決に努めることを定めています。
- ・ 自治体運営を行う上で、効率的で効果的な町政運営を図るため、町政の課題や町単独で取り組むことが難しい広域的な課題を解決するために、事務処理などの相互応援について、他の自治体等と連携や協力して解決に努めるために定めたものです。

■ 第6章 条例の見直し ■

(条例の見直し)

第27条 町長は、町民意見や社会情勢を踏まえ、条例について検討した結果、見直しすることが適当であると判断したときは必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

- ・ 町長は、この条例を時代にあつたよりふさわしいものとしていくため、条例の見直しについて定めたものです。町民意見や将来的な社会経済情勢が変化した場合に、自治のあり方もそれに対応していく必要があります。